

千葉県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第40号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成30年5月29日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社健章	千葉県稲毛区黒砂台 1-16-15	有限会社健章 つく し薬局	千葉県花見川区宮野 木台2-5-17	平成30年6月1日
有限会社健章	千葉県稲毛区黒砂台 1-16-15	プリンス薬局	千葉県花見川区さつ きが丘2-33-1 6	平成30年6月1日
有限会社健章	千葉県稲毛区黒砂台 1-16-15	あゆみ薬局	千葉県花見川区作新 台5-1-5	平成30年6月1日
株式会社ジーアイハ ート	千葉県稲毛区天台4 -1-13 宏友ビ ル201	みどり薬局	千葉県稲毛区天台4 -1-13 宏友ビ ル101	平成30年6月1日